

資料目次

資料 1	答申案
資料外 座席表	

横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会（第4回）

日時：平成27年2月25日(水) 13:30～16:00

場所：瀬谷区役所5階大会議室B

議事次第

1 開会

2 議題等

(1) 事務局による資料説明

(2) 意見交換

- ・答申案について

(3) その他

3 閉会

資料 1

横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想

答 申

(案)

平成 27 年〇月〇日

横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会

はじめに

横浜市瀬谷区は、昔ながらの風景が残るまちであり、また、横浜市中心部や都心部のベッドタウンとして発展してきました。定住志向の強い区として、区民が区に根ざしてさまざまな活動を育んできている区でもあります。

文化芸術の分野においても、瀬谷区は個人や団体の活動が多いものの、これまで文化芸術活動の拠点となる施設は整備されていませんでした。

文化芸術は、市民が豊かな心を育むために大切なものです、誰もが身近に文化芸術活動に親しめる環境づくりが、求められています。また、文化芸術を通して地域におけるコミュニティ形成や人材育成が求められています。

本委員会では、これらの状況をふまえ、瀬谷区の区民文化センターをどのような施設として整備し、運営していくのか、望ましい将来像について議論してきました。この基本構想は、その内容をまとめたものです。

検討の結果については、3つの章にまとめました。

第2章では、区民文化センターのあるべき姿としての目標、指針について「めざす姿」とそれを実現していくための「3つの方針」としてまとめています。

第3章では、区民文化センターの機能や整備に向けたありかたや注意点を、諸室の機能ごとにまとめています。

さらに第4章では、区民文化センターをどのように運用していくかについて、「3つの方針」ごとに答申をまとめました。

本委員会としては、この基本構想に盛り込まれた内容及び主旨が最大限活かされ、地域の文化芸術活動の創造・交流拠点として、文化芸術を活かした瀬谷区のまちづくりの核となる施設となることを期待します。

平成27年3月

横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会 委員長 間瀬 勝一

目次

第1章 区民文化センターの検討にあたっての前提となる事項

- 1 区民文化センターについて
- 2 瀬谷区の現況
- 3 瀬谷区の文化芸術活動の現況
- 4 瀬谷区における文化施設整備の考え方

第2章 瀬谷区民文化センターのめざす姿

- 1 めざす姿
- 2 めざす姿を実現するための3つの方針

第3章 施設構成

- 1 施設全体の考え方
- 2 施設の内容

第4章 施設運営・事業推進

- 1 施設運営の基本的な考え方
- 2 事業推進の基本的な考え方
- 3 その他

資料

- ・横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会 委員名簿
- ・横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会 検討経緯
- ・横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会 設置条例
- ・横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会 運営要綱

第1章 区民文化センターの検討にあたっての前提となる事項

1 区民文化センターについて

横浜市瀬谷区における区民文化センターの基本構想の検討にあたっての前提となる、横浜市における区民文化センターの設置目的や事業の考え方について確認しました。

(1) 目的

区民文化センターは、「地域に根差した個性ある文化の創造に寄与する」ことを目的に設置している文化施設です。

区民の自主的な文化活動の場を提供するとともに、自主事業の実施、区全域での文化活動に関する支援機能や、ネットワーク形成を牽引する機能を担う、地域の文化芸術活動の拠点です。

また、区民文化センターの活動を通じて、地域の活性化やまちづくりに貢献することを目指しています。

(2) 求められる役割

以下の役割を前提とし、各区の特性に応じた役割を区民文化センターは担います。

ア 文化活動のために施設を提供すること（貸館）

- ・区民文化センターが備える各室は、地域の施設の中で最も文化活動に適した仕様です。音楽、演劇、ダンス、美術などの文化活動の場となることを想定しています。
- ・区民が気軽に利用し、日常的に文化活動を行う場となることが貸館の目的です。
- ・場の提供を通じて、地域の文化活動の振興に寄与します。

イ 区民に芸術文化に触れる機会を提供すること（自主事業）

- ・自主事業が、地域にとっての「世界の窓」となり、地域の文化活動が発展するための起爆剤となり、オリジナルな文化活動を創造する契機となることを目指します。
- ・自主事業の目的は、次の3つです。

（ア）優れた芸術文化活動に、身近な場所で触れることで、地域住民が文化芸術の世界の広さ、多様さに触れるきっかけとなる。

（イ）自主事業へ様々な形で関わることによって、区民の文化活動の刺激となり、地域の文化芸術活動を活性化する。

（ウ）オリジナルな作品の制作を通じて、地域独自の文化を創造する。

ウ 地域文化を支える人材育成を担うこと（次世代育成、ボランティアなど）

- ・区民文化センターは、地域文化をつくり、支える人材を育て、サポートします。
- ・地域文化の創造に寄与するアーティストの支援や、様々な文化事業を支えるボランティア等への参加を促します。
- ・地域での文化活動を主導する人材の育成をすすめます。
- ・区内の学校で芸術文化教育プログラムを提供します。

- エ 文化団体や文化活動をする人などを支援すること
 - ・文化団体や文化活動をする人などの相談に応じ、文化活動を支援します。
 - ・区民文化センターで行われる利用者の催しの広報を支援します。
 - ・区内の文化団体等の情報を集め、広く周知することで、団体相互の活動の活性化につなげます。
- オ 地域のネットワーク形成に寄与すること
 - ・施設の中での活動だけではなく、文化関係に限らない地域の様々な施設や団体（町内会、福祉団体、商店街、他の公共施設等）と様々な機会を通じて連携関係を築くとともに、共同で事業を実施することなどを通して、地域のネットワーク形成（文化的コモンズの形成）を牽引します。
 - ・そのため、文化に限らず、地域の様々な団体や施設について、リサーチして把握します。
 - ・施設外での様々なアートプロジェクトを支援するなど、地域文化のコーディネート役を担うことで、地域の様々なつながりづくりに貢献します。
- カ 様々な区民の社会参加の機会をつくること
 - ・文化芸術に关心があり、施設に来場できる人だけを対象とするのではなく、区全域を対象とし、施設に来場できない人、文化活動への参加が難しかった人も対象として、事業展開を行います。
 - ・文化活動によって、様々な境遇にある区民の社会参加の機会をつくります。

(3) 施設の運営・管理

区民文化センターは、指定管理者により運営・管理を行います。

実施にあたっては、継続的、長期的に地域の文化を形成していくという視点を持ち、地域における公立文化施設として、常に区民とともに歩み、区民本位の運営・運営を行います。

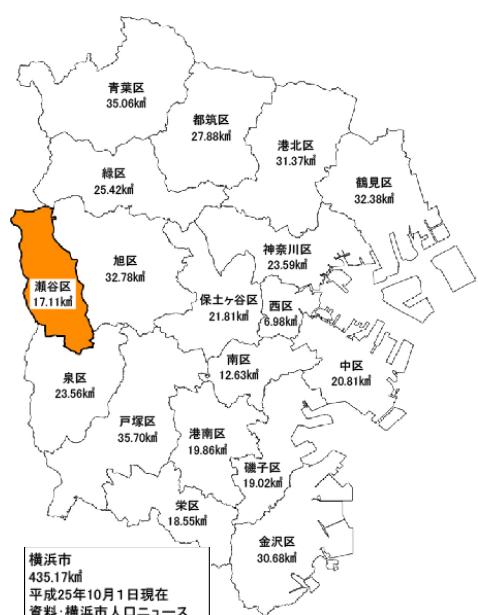
2 瀬谷区の現況

瀬谷区の地勢や人口、文化芸術活動の状況など、現在の状況や将来の様子について確認しました。

(1) 地勢について

瀬谷区は横浜市西部に位置する区で、旭区・緑区・泉区に接し、また、大和市や町田市と接する横浜市の西の玄関口にあたります。南北に長く伸びた形状で、それを相模鉄道が横断するように通っています。

昔ながらの相模野の面影を色濃く残し、南北に流れる5本の川と、良好な緑地が多く残されており、水と緑に恵まれた環境です。一方で、依然として都市化も進んでいます。

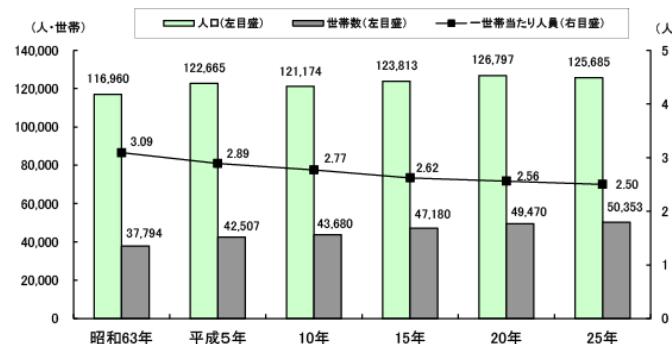


(2) 人口について

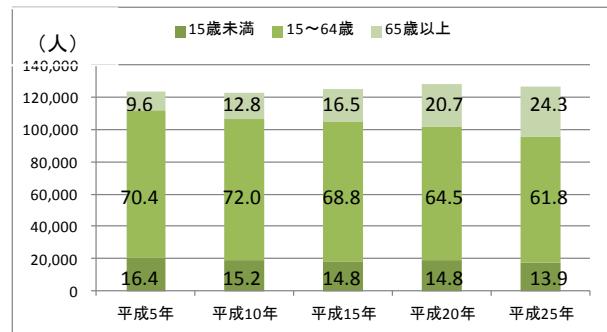
瀬谷区の人口の推移をみると、人口数は概ね横ばい傾向にありました。しかし、年齢別にみた場合、64歳以下の人口が減少傾向にあり、これに対して65歳以上の人口が増加しており、区の高齢化が進んでいることがみてとれます。

また今後の人口推計では、65歳以上の人口が増加しつつ総人口自体は減少し、さらなる高齢化が進むと思われます。

瀬谷区の人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移
(各年10月1日現在:横浜市人口ニュース)

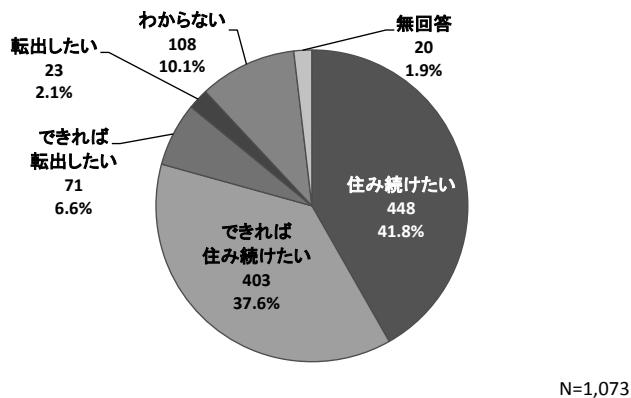


瀬谷区と横浜市の年齢3区分別人口及び構成比の推移(各年9月30日現在)



(3) 区民意識について

瀬谷区民の定住意向についてみると、瀬谷区に「住み続けたい」41.8%、「できれば住み続けたい」37.6%の2項目を合わせると、区民の79.4%となっています。一方、平成26年度横浜市市民意識調査では、横浜市全体の定住意向は65.0%であり、瀬谷区民は定住意向が高く、人々のつながりが強い区であることがうかがえます。



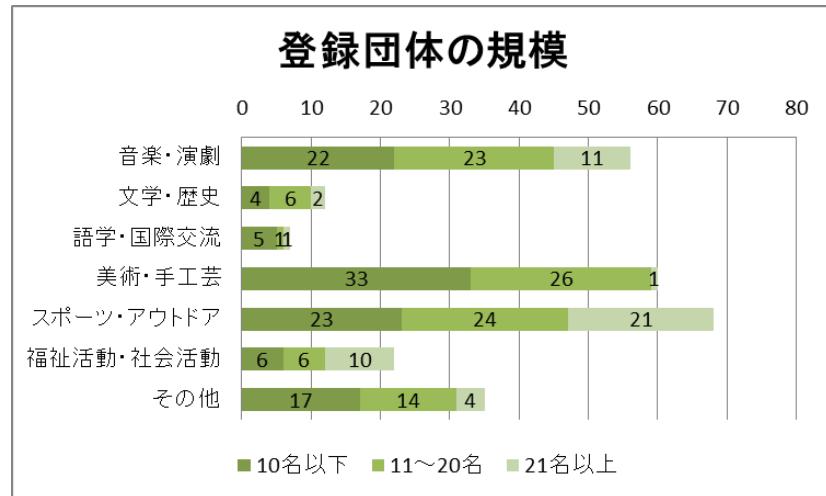
「平成25年度瀬谷区・暮らしや地域に関する意識調査」より

3 瀬谷区の文化芸術活動の現況

(1) 文化芸術活動の現状

横浜市瀬谷区における区民文化センターを検討するにあたっての区内の文化芸術活動の現状については、次のとおりです。

- ・**活動の場の中心** : 活動の中心は瀬谷公会堂と瀬谷地区センターです。
- ・**活動団体の特徴** : ギャラリー系の団体としては工芸や絵画の小規模な団体が多く、ホール系の活動は伝統芸能の団体が多くなっています。また洋楽系（合唱、コーラス、オーケストラ等）の団体も多い。区内の学校では吹奏楽が盛んです。
- ・**特徴的な施設利用** : 瀬谷地区センターの体育室が文化的施設として使用されており、大規模な絵画展、華展、茶会等が行われています。瀬谷公会堂と瀬谷センターを中心に9月、11月にイベントが開催、特に音楽系は芸能祭が特徴的です。
- ・**施設利用上の課題** : 瀬谷地区センターによって提供される機能が、練習の場・発表の場を含めて、区内で行われる多様な文化活動のニーズを支えています。特に、充分に広く多様な使い方ができる体育館の空間があることによって、様々なニーズに応えることが出来ています。ただし、体育館は文化活動のために設えられた空間ではないため、空間の質や使い勝手の面で問題があります。



(2014 瀬谷区団体・サークル活動ガイド 瀬谷区区民活動センターより)

(2) 文化施設に対するニーズ

平成17年、平成21年度に実施した文化活動や文化機能に関する調査の結果や現在の施設状況等を踏まえると、瀬谷区における文化施設に対するニーズは次のとおりとなっています。

- ・瀬谷公会堂が完成したことにより、多くの集客を想定するホール系の発表の場についてはニーズを満たしていると言えます。一方、小規模な発表の場を求めるニーズは引き続き存在しています。

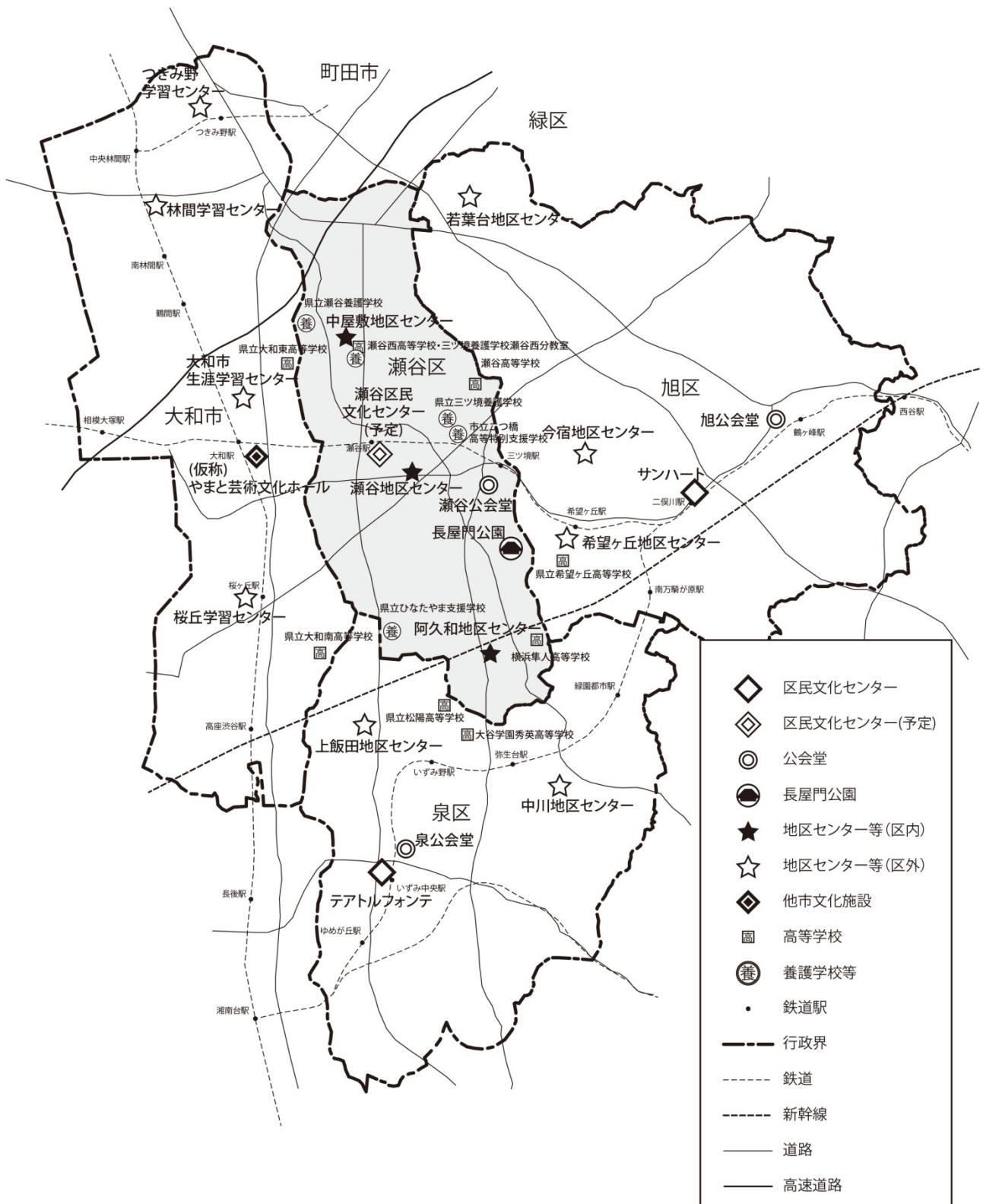
- ・公会堂の会議室やリハーサル室、地区センターの練習室や体育館等、練習の場・発表の場として使用できる部屋の稼働率は非常に高く、ニーズに応えることが求められています
- ・ギャラリー専用の施設がないことなどから、区内の人々が区外の施設を利用している場合が多く、質の高い鑑賞ができる空間や展示空間について高いニーズがあります。
- ・施設としては、主要な空間のバックアップ機能の充実が求められています。広さだけでなく、それらの空間を支えるバックヤードや倉庫等、特に多様な目的に対応するための機能が必要とされています。

(3) 区内及び周辺施設の状況

区内及び周辺の施設の状況は次のとおりです。

- ・**施設配置** : 区内の文化施設としては平成 22 年に新築された瀬谷公会堂と、瀬谷、中屋敷、阿久和の地区センターが存在し、区内的文化活動の場を提供しています。
- ・**瀬谷公会堂** : 瀬谷公会堂は全体的に稼働率が高く、中でも講堂、会議室、リハーサル室の稼働率は 70% を超えています。また区外、市外の利用者の割合も 30% を超えており、優良なホールとして区外からも認知されていることが伺えます。
- ・**地区センター** : 地区センターは南北に長い瀬谷区をカバーするように、北部に中屋敷、中央に瀬谷、南部に阿久和地区センターが立地しています。全体的な稼働率は 40% 台となっていますが、練習室、体育館といった部屋は約 90% と非常に高い稼働率となっています。また区内的利用者の割合が多く、瀬谷、中屋敷では 90% 以上、阿久和でも約 85% が区内的利用者です。
- ・**区外の施設** : 隣接する旭区、泉区にはそれぞれ区民文化センター（サンハート、テアトルフォンテ）が立地しており、特に旭区のサンハートは相鉄線で直にアクセスできるこもあり、利便性が高くなっています。また隣接する大和市では、『(仮称) やまと芸術文化ホール』の建設が大和駅周辺に予定されています。

瀬谷区及び周辺の文化施設



4 瀬谷区における文化施設整備の考え方

瀬谷区における文化施設整備の考え方としては、横浜市における区民文化センター整備の考え方^{※1}に基づき、区の交通の拠点である瀬谷駅、三ツ境駅のエリアで、場所や機能について相互に補完しあいながら、瀬谷区における文化芸術活動のより一層の充実をはかり、場所の補完と機能の補完という視点で整備していくことが求められます。

場所の補完……瀬谷区内の文化芸術の鑑賞や文化芸術の活動の場としては、現在、三ツ境駅エリアの瀬谷公会堂があります。

そこで、もう一方の交通の拠点である瀬谷駅エリアに文化芸術活動の場の整備が求められます。

機能の補完……音楽等の発表の場として、瀬谷公会堂の講堂が整備されています。

そこで、現在区内に不足している展示の機能であるギャラリーや小規模な発表の機能である音楽ルーム（リハーサル室）、練習の機能である練習室等の整備が求められます。



※1

「横浜市中期4か年計画 2014～2017」

- ・施策 24 文化芸術創造都市による魅力・活力の創出

市民の文化芸術活動の支援（抜粋）

地域文化芸術活動の拠点となる区民文化センターについては、未整備区を対象として検討を進め、再開発等のまちづくりの機会に合わせて、区内にある文化施設や公会堂等他の公共施設の機能を踏まえ、区の特性に合わせて必要な機能を整備します。

第2章 瀬谷区民文化センターのめざす姿

1 めざす姿

第1章でわかるとおり、瀬谷区は地域や人々のつながりが強く、また歴史や自然、伝統にあふれた区であるとともに、昔から文化芸術活動の盛んな区でもあります。少子高齢化が進む中、瀬谷区の課題を解決するためには、こうした地域の特徴を活かして、瀬谷区の文化を創造し、コミュニティの形成を通じて区民の新たなつながりを生み出していくことが重要となります。

また、こうして育む瀬谷区の文化を未来へつなぐことで区民生活の満足度の向上や地域への愛着を醸成することが、今後ますます求められてきます。

そのためにも、これまでの瀬谷区の文化芸術活動の現状や区民の多様なニーズに対応し、場所の補完と機能の補完という瀬谷区における文化施設整備の考え方沿って、不足する機能を補完していく文化芸術活動の拠点が必要です。

そして、区民文化センターでは、文化芸術を通じて、これまでにつながりのなかった方々や団体、施設とのネットワーク形成を生み出していくことも求められます。

そこで、区民文化センターがどのような施設となることが望ましいか、またどのような取組を行っていくことが望ましいか、その将来像を「めざす姿」として描きます。

ふるさと瀬谷で育む文化～みんながつながる、未来へつなぐ

文化芸術は、人々が豊かな心を育み、多様な考え方や価値観があることを知るために大切なものです。

その文化芸術に触れる機会は、高齢者や若い人、障害のあるなしにかかわらず、誰もが等しく持てることが望ましいですがたです。

さらに、現在文化芸術活動をしている方々も、今まで文化芸術に触れる機会の少なかった方々も、気軽に文化芸術にふれる機会を持つことにより、文化芸術を通じた、人づくりや地域コミュニティ形成につなげていくことができます。

瀬谷区は地域や人々のつながりが強く、また歴史や自然、伝統にあふれた区であるとともに、昔から文化芸術活動の盛んな区でもあります。

こうした地域の特徴を活かして、ふるさと瀬谷で、すべての瀬谷区民とともに、地域文化を育み発信していく施設をめざします。また、地域文化の創造を通じて、区民の新たなつながりを生み出し、これを未来へつなげていきます。

2 めざす姿を実現するための3つの方針

上述の「めざす姿」を実現していくために、区民文化センターの整備・運営によって推進する3つの方針を以下のようにまとめます。

[方針1] 文化を創造し、未来へ継承します

区民文化センターの役割である、瀬谷区における文化の創造やこれまで培ってきた文化の継承に関する事項についてまとめます。

- 1-1** わがまちの文化の発信拠点として、瀬谷区ならではの特色ある文化を創造し、発信していく施設をめざします。
- 1-2** 文化活動の支援を通じて次世代を育む取組みを行うとともに、未来の瀬谷の文化を担う人材の育成につなげていく施設をめざします。
- 1-3** 長きにわたって区民に親しまれる施設とするため、あらかじめ設備の改修や更新を行いやすい持続可能性の高い施設をめざします。
- 1-4** 地域の伝統文化の継承と発展のため、将来に伝えていくための場づくりを進めていく施設をめざします。

[方針2] 地域とのつながりをつくります

文化芸術を通じた地域や団体、施設をはじめとするさまざまな主体とのネットワーク形成と連携協力に関する事項についてまとめます。

- 2-1** 文化芸術活動により様々な地域活動の垣根を超えてつながりや絆を育み、地域コミュニティの醸成に寄与する施設をめざします。
- 2-2** 既にある公会堂や地区センター等との役割分担や、区内のさまざまな施設と相互に補完し合いながら連携・協力を進め、区の文化振興の核となる施設をめざします。
- 2-3** 区民が文化活動に積極的に参加できる仕組みを設けることで、区民に開かれた施設をめざします。
- 2-4** 地域経済への波及効果につながる文化活動を展開することで、地域活性化に貢献する施設をめざします。

[方針3] 多様な広がりを生み出します

多様なニーズに対応し、文化によって様々な人の社会参加を促すための取組みに関する事項についてまとめます。

- 3-1** 多様化するニーズに対応するため、利用者にとっても運営者にとっても柔軟に対応でき、多様に利用できる施設をめざします。
- 3-2** 誰もが気軽に訪れることができ、創造性を育みながら楽しく交流できる拠点として、文化のすそ野を広げていく施設をめざします。
- 3-3** 文化活動の多様なあり方を通じて、あらゆる人々の社会参加の道を提供していく施設をめざします。

第3章 施設構成

1 施設全体の考え方

区民文化センターの整備にあたりどのような機能が必要か、また配慮すべき点などを、「機能の補完」及び「めざす姿の実現」に分け、施設全体に関わる考え方としてまとめました。

＜機能の補完＞

- ・瀬谷公会堂で音楽等の発表の場が確保されているため、大きなホールは整備せず、瀬谷区に不足している展示スペース（ギャラリー）や小規模な発表のできる諸室等を配置することが求められます。
- ・多様に利用できる施設とすることが求められます。
- ・一般利用として利用される部分だけでなく、利用者や運営者が使用するバックヤード等にも配慮することが望されます。
- ・資機材や作品等の搬入・搬出や救急対応の動線、倉庫の大きさについて、十分なスペースを確保することが望されます。

＜めざす姿の実現＞

- ・文化活動の場として必要な機能を備えた専門的な施設であることが求められます。
- ・現在だけではなく将来のニーズに対しても対応できるよう、可変性と柔軟性のある施設とすることが求められます。
- ・発表の場としてだけでなく、練習や交流、地域活動の場として、多世代の交流やコミュニティ形成の促進に寄与することが求められます。
- ・区内で増加する高齢者が行う地域活動など、様々な文化活動を区民自らが行うだけでなく、鑑賞、講座への参加、ボランティア等様々な関わりが可能となる施設機能が求められます。
- ・音楽ルームと練習室には、防音対策を施すことが望れます。
- ・専門的な利用の機能を持ちながらも、特定の目的だけではなく、展示や練習・発表、集会や式典、懇親会等の他の用途でも利用ができるような諸室が求められます。
- ・文化団体の規模や利用者のニーズに合わせ、柔軟に対応できる機能が求められます。
- ・高齢者をはじめ誰もが安全で使いやすく、高さや段差等、ユニバーサルデザインに配慮した施設とすることが求められます。

2 施設の内容

施設全体の考え方を踏まえ、「機能の補完」「めざす姿の実現」という観点から、各室の施設内容や整備にあたって注意すべき点などについてまとめます。

(1) ギャラリー

<機能の補完>

- ・現在瀬谷区に不足しているギャラリー機能が求められます。
- ・絵画、写真、彫刻の作品展示など、美術団体が主催する展覧会に適したギャラリー機能を備えていることが求められます。
- ・可能な範囲で、展示のための広いスペースを確保することが求められます。
- ・天井高は、少なくとも3m程度の高さが求められます。
- ・利用者が出展する作品の規模を想定し、比較的大きな作品（50号程度）も展示できるようにすることが求められます。
- ・収納スペースを勘案しつつ、天井つり下げ式の可動パーテーションを設置することが求められる他、自立式のパネルの活用が求められます。
- ・壁面は、ベニアにクロス仕上げとするなどピンが打てることが求められます。
- ・展示作品の搬入・搬出にあたっては、台車も含めた搬入・搬出の動線を確保し、美術団体が展示の際に支障のないようにすることが求められます。

<めざす姿の実現>

- ・個展等、小規模な展示もできるように、分割して利用できることが求められます。
- ・展示以外にも、式典などの多様な利用ができるよう、平台等で小規模な舞台を設置できるようにすることが求められます。

(2) 音楽ルーム（リハーサル室）

<機能の補完>

- ・音楽や演劇、ダンス等のジャンルで、公会堂の機能を補完するような小規模な発表やリハーサル等で利用可能なスペースを整備することが求められます。
- ・音楽だけでなく、演劇、ダンスなどの練習、発表もできるように平土間仕様とすることが求められます。
- ・音楽演奏などを行った場合、他の諸室や近隣に音が漏れたり、外から音が入らない防音機能を有していることが求められます。
- ・100～150席程度の椅子を並べることができるスペースが求められます。
- ・ピアノ庫や備品庫を設置することが求められます。
- ・ピアノは、部屋の規模に適したものを設置することが求められます。
- ・ピアノ等の搬入・搬出をスムーズに行える動線を確保することが求められます。

<めざす姿の実現>

- ・公会堂や地区センターとの役割分担を明確にし、音楽や演劇、ダンス等の発表の場としての機能を有することが求められます。
- ・音楽利用以外にも、美術作品展示、式典、集会など、多様に利用できることが求められます。

(3) 練習室

<機能の補完>

- ・小規模音楽団体や楽器に親しむ個人が音楽の練習ができる場として、また発表会の直前の練習のための場として、練習室を確保することが求められます。
- ・小グループでの音楽練習に適した規模とすることが求められます。
- ・他の諸室や近隣に音が漏れたり外から音が入らない防音機能を有していることが求められます。

<めざす姿の実現>

- ・楽器等の練習を通じて誰もが交流等ができる場とすることが求められます。

(4) 会議室

<機能の補完>

- ・創作ワークショップ、アート講座（文化や歴史の学習、食の伝承等）等により、人が集うことができる場を整備することが求められます。
- ・ギャラリーや音楽ルーム（リハーサル室）を利用する際にも、文化団体等が打ち合わせできる場を確保することが求められます。

<めざす姿の実現>

- ・地域とのつながりや多様な広がりをめざすために、駅前という立地も活かしながら、文化芸術活動以外にも多様な利用を想定していくことが求められます。
- ・美術作品展示等でも利用できるようにピクチャーレールを備えていることが求められます。
- ・利用の規模等に応じた対応が可能なように、分割して利用できることが求められます。

(5) 情報コーナー

<機能の補完>

- ・区民が文化情報を入手できるだけでなく、区内の文化団体等が情報を発信できるためのスペースが求められます。
- ・情報コーナーでは、区内の文化情報が集積していることが求められます。

<めざす姿の実現>

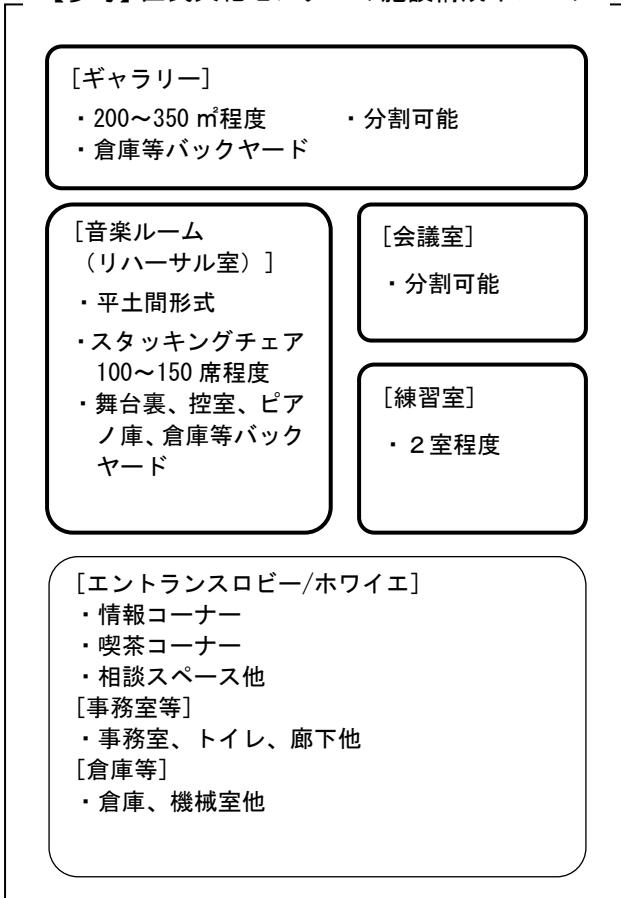
- ・文化活動についての情報を得たい人が訪れて、区民文化センターの催しだけではなく、区内の様々な文化団体についても情報を入手できる場を提供することが求められます。

(6) その他

<めざす姿の実現>

- ・文化活動をきっかけとしたつながりづくりの場ともなるように、芸術鑑賞後等に、飲み物などが飲めるスペースやカウンターの設置が求められます。
- ・ギャラリーだけでは収まらないような大規模な展示を想定し、廊下やエントランス、ホワイエ等の有効な壁もギャラリー機能として補完できるようにピクチャーレールを設置することが求められます。
- ・地域の誰にも気軽に訪れてもらえるよう、エントランス付近は、心の休まる清潔で気持ちの良いデザインとすることが求められます。
- ・地域の誰もが気軽に訪れ、愛着を感じていただけるように、内装は単調な意匠ではなく、場所によっては、木目調等、木や紙などの和の雰囲気を取り込んだ優しい空間となるようなデザインが求められます。
- ・施設の利用でなくても、常設的に展示スペースを設けて、作品展示や瀬谷区の歴史の紹介を行う等、気軽に区民が訪れる事のできる仕組みが求められます。
- ・瀬谷区ならではの特色ある文化の創造のため、エントランスでパフォーマンスやインスタレーション展示等を行えるように、エントランスの天井にフックを設け天井から吊るせるようにするなどの工夫が求められます。
- ・気軽に来場できるようにするために、駐車場についても配慮することが望されます。

【参考】区民文化センターの施設構成イメージ



※施設構成のイメージ図であり、実際のレイアウトや大きさを示すものではありません。

※施設全体の構造や条件等によって、記載する規模等とならない場合もあります。

第4章 施設運営・文化事業

1 施設運営の基本的な考え方

施設の運営にあたっては施設設置者である横浜市が定める運営方針に基づき行われます。

また、運営を担う指定管理者は、施設を利用する文化団体やボランティア、自主事業や講座に参加する方々、地域の様々な施設と連携していくことが期待されます。

そこで、第2章で記載した「めざす姿」の実現のために、横浜市瀬谷区における区民文化センターに求められる施設運営の基本的な考え方を、方針1～3に則してまとめました。

[方針1] 文化を創造し、未来へ継承します

- ・瀬谷区ならではの文化を生み出すため、地域に根差した運営を行うことが求められます。
- ・区民の様々な関心や自由な文化活動の展開を促すため、古典から現代的な文化芸術まで、ジャンルや時代を特定せず幅広く取り組み、支援することが求められます。
- ・子どもたちが文化活動に参加すること等を通して、次世代の育成を進めることが求められます。
- ・若い芸術家や学生の活動を支援し、瀬谷区から新しい文化が生まれることを支援することが求められます。
- ・文化活動を自ら主催しようとするプロデューサーやコーディネーター等の育成、支援を行うことが求められます。
- ・コスト意識を持って運営することが求められます。

[方針2] 地域とのつながりをつくります

- ・区内で活動している文化団体や様々な地域団体との連携を深めることが求められます。
- ・利用者、運営者がともに、施設の機能を活かし、工夫しながら運営していくことが求められます。
- ・様々な区民活動とのコラボレーション等により、あらたな可能性を生み出していく運営が求められます。
- ・地域での様々な活動が生まれるきっかけとなるように、施設利用者相互のつながりを促す取組が求められます。
- ・瀬谷区全体の文化芸術活動拠点として、区民文化センターの施設内の事業だけでなく、他の公共施設等と連携や協力をしながら、アウトリーチ事業等の瀬谷区全体を対象とした事業を実施することが求められます。
- ・瀬谷区内の様々な施設との役割分担を図り、運営していくことが求められます。
- ・利用者の意見を取り入れ、利用者と運営者がともに考えていく仕組みが求められます。
- ・地域の拠点施設であることを踏まえ、区民本位の運営が求められます。
- ・瀬谷駅前の施設であることをふまえ、駅周辺や地域経済が活気づくような仕組みづくりや、他施設や民間等との様々なタイアップを検討し、地域全体で活性化していくことが求められます。

- ・区内や相鉄沿線の他施設と補完、連携していくことが求められます。
- ・イベント実施の際に近隣からのケータリングを活用する等、地域とのつながりをつくっていくことが求められます。

[方針3] 多様な広がりを生み出します

- ・事業等の際に、一時的に乳幼児を預かるなど、子育て世代も文化活動に参加できる仕組みが求められます。
- ・料金については、学生等の利用に配慮することが求められます。
- ・これまで文化芸術に触れる機会が少なかった人に対し、情報提供をするなど文化芸術活動への参加意欲を醸成する工夫を考えた運営が求められます。
- ・センターの存在を直接知らない人に対しても情報が届けられるように、チラシ等の紙媒体の他にも、WEBやSNS等、様々な媒体を活用した広報活動を行うことが求められます。
- ・高齢者や障害者をはじめ、誰もが文化芸術活動に取組むことを支援することを通じて、地域の活性化につながる運営が求められます。

2 文化事業の基本的な考え方

横浜市瀬谷区における区民文化センターに求められる文化事業の基本的な考え方を、めざす姿の方針ごとに整理しました。横浜市及び施設運営者には、次の考え方をふまえて事業の検討をしていただきたいと考えます。

また、区民をはじめとする施設利用者には、区民文化センターを単なる貸しスペースとしてとらえるのではなく、区における文化振興の拠点として、自由かつ未来に広がる活動を行っていただきたいと考えます。

[方針1] 文化を創造し、未来へ継承します

- ・多様な関心を持つ区民が参加できるよう、瀬谷区ならではの特色あるコンサートやワークショップ等を区民文化センターが自ら実施することが求められます。
- ・美術と音楽のコラボレーション等、様々なジャンル同士が結びつくことにより、新たな文化を創造するような事業が求められます。
- ・若者たちが芸術活動に参加できるような仕組みについて検討することが求められます。
- ・学校と連携した事業を実施する等、地域の児童・生徒たちとの関わりを深める事業を検討することが求められます。
- ・瀬谷区独自の文化を大切にするため、地元の伝統文化の団体と連携し、瀬谷かるたや瀬谷の民話、お囃子太鼓等の地域の伝統文化を伝えていく事業が求められます。
- ・「ふるさと瀬谷区」の意識を醸成するため、地域の歴史や文化資源などを活かした事業が求められます。

[方針2] 地域とのつながりをつくります

- ・区民等が、ボランティアや企画委員等の立場で、施設の事業に参画できる仕組みが求められます。
- ・街かどで音楽やパフォーマンス等を行っている人たちが参加できるような事業などが考えられます。

[方針3] 多様な広がりを生み出します

- ・音楽講座や絵画講座、映画鑑賞会等のさまざまな世代に向けた事業が求められます
- ・他の諸室や近隣に音による支障が生じない範囲で、展示と音楽とのコラボレーションなどの多様な利用が求められます。
- ・子どもと高齢者等、さまざまな世代が訪れ、一緒に楽しめる事業イベント等が求められます。
- ・手芸やアクセサリーなどのクラフト作品や、若者文化が生み出す作品などの発表・交流の場となる事業が考えられます。
- ・これまで文化芸術に触れる機会が少なかった人たちが参加し、興味を持ってもらえるような事業が求められます。
- ・高齢者施設や障害者施設等と連携し、共同で文化事業に取り組むことの可能性についても検討することが求められます。

3 その他

上記に属さないながら施設を整備運営していく上で必要と思われる内容については次のとおりです。

- ・瀬谷区ならではの区民文化センターとするため、また、文化芸術に関心の薄い人々にも興味を持つもらうため、施設名称のネーミングについて検討が求められます。
- ・今後、施設を運営していくにあたっては、この答申をふまえた運営方針を明確にした上で、指定管理者を決定し、運営をしていくことが求められます。

まとめ

横浜市瀬谷区に区民文化センターが整備されることによって、瀬谷区における文化振興は、これまでの各文化団体の地道な活動から大きく拡がりをみせることとなるでしょう。また、これまで文化芸術にあまり関心を持つことのなかった区民をはじめ、潜在的な人材を掘り起こし、より大きな活力や創造力を区にもたらすこととなるでしょう。また、文化の力で瀬谷区の人々がより住みやすいふるさと瀬谷を発展させていくこととなるでしょう。

地域の文化振興拠点である区民文化センターを中心として、区民の皆さんのが、瀬谷区の未来の文化を切り開いていくことを期待します。

横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会委員名簿

氏名	役職
相 原 信 行	瀬谷区連合町内会自治会連絡会会长
浅 野 康 則	横浜開港アンデパンダン展実行委員会 委員長
足 立 文	株式会社日本経済研究所社会インフラ本部公共 マネジメント部長
宇佐美 あや子	瀬谷区新春大華展・大茶会運営委員会代表
小 川 肇	瀬谷文化協会会长
佐々木 秀 彦	東京都美術館交流係長
清 水 靖 枝	横浜市長屋門公園歴史体験ゾーン事務局長
鈴 木 紀代子	横浜隼人中学・高等学校校長
中 野 しづよ	NPO法人市民セクターよこはま理事長
新 谷 たか枝	瀬谷ジュニアコンサート実行委員会代表
間 瀬 勝 一	社団法人全国公立文化施設協会 アドバイザー
松 本 幸 一	瀬谷区美術展実行委員会委員長

(五十音順、敬称略)

横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会 検討経緯

	日時・場所	内容
第1回	平成26年11月26日(水) 午後1時半から 瀬谷区役所大会議室B	<ul style="list-style-type: none"> ・委員及び事務局紹介 ・委員会の趣旨、運営要綱等説明 ・委員長選任 ・瀬谷区及び周辺の文化面における現状の確認、瀬谷区における区民文化センターに関する意見交換
第2回	平成26年12月24日(水) 午後1時半から 瀬谷区役所大会議室B	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷区における区民文化センターのめざす姿について ・瀬谷区における区民文化センターの機能配置や施設構成について
第3回	平成27年1月28日(水) 午後1時半から 瀬谷区役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について ・瀬谷区における区民文化センターの施設運営について
第4回	平成27年2月25日(水) 午後1時半から 瀬谷区役所大会議室B	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について

横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会条例

平成 26 年 9 月 25 日
横浜市条例第 45 号

(設置及び所掌事務)

第 1 条 瀬谷区における区民文化センターの基本構想に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、第 1 条の基本構想に係る答申を市長が受けた日までとする。

(臨時委員)

第 4 条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、瀬谷区において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第1条の基本構想に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会運営要綱

制定 平成 26 年 9 月 18 日瀬政第 550 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会条例（平成 26 年 9 月 横浜市条例第 48 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担任事務)

第 2 条 委員会は、条例第 1 条に基づき、横浜市瀬谷区における区民文化センターの基本構想に関する事項の調査審議を担任する。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 瀬谷区内の文化活動団体関係者
- (2) 地域の代表者
- (3) 学校関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、条例第 1 条の基本構想に係る答申を市長が受けた日までとする。

3 委員の代理は、認めないものとする。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、瀬谷区総務部区政推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。